

草加市審議会等運営規則(抜粋)

〔平成12年4月1日  
規則第35号〕

改正 平成12年9月25日規則第47号  
平成13年2月9日規則第6号  
平成13年12月18日規則第52号  
平成14年2月13日規則第2号  
平成14年3月15日規則第7号  
平成14年11月22日規則第48号  
平成15年9月1日規則第45号  
平成15年12月18日規則第59号  
平成17年3月31日規則第25号  
平成17年9月22日規則第50号  
平成18年6月12日規則第54号  
平成18年10月5日規則第75号  
平成18年12月27日規則第82号  
平成19年8月22日規則第37号  
平成19年9月28日規則第45号  
平成19年9月28日規則第50号  
平成19年12月28日規則第58号  
平成21年1月20日規則第1号  
平成21年3月31日規則第7-2号  
平成23年9月12日規則第38号  
平成23年12月14日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関(以下「審議会等」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 草加市情報公開条例(平成12年条例第30号)第24条第2項の規定により会議の公開を決定した審議会等は、別表第1のとおりとする。ただし、出席委員の過半数で非公開を議決したときは、この限りでない。

2 草加市情報公開条例第24条第2項の規定により会議の非公開を決定した審議会等は、別表第2のとおりとする。

(平13規則6・全改)

(会議録の作成)

第3条 審議会等は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければな

らない。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者の氏名
- (5) 会議の議題
- (6) 公開・非公開の別
- (7) 傍聴者数(会議を公開した場合)
- (8) 非公開の理由(会議を非公開とした場合)
- (9) 審議の概要
- (10) その他

2 会議録には、審議会等の長が指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。